令和元年度　第３回
鹿屋市子ども・子育て会議

日　時：令和元年 10 月４日（金）午後２時 30 分
場　所：鹿屋市農業研修センター　２階
　　大会議室

鹿屋市 保健福祉部 子育て支援課

議　事

（1）第２期鹿屋市子ども・子育て支援事業計画骨子構成内容について

第１章　計画の概要

１　計画策定の背景・趣旨
２　計画の性格と位置づけ
３　計画の対象と期間
４　計画策定の方法

第２章　鹿屋市の子ども・子育てを取り巻く状況

１　統計的な状況
２　子育て支援施設などの現状
３　子ども子育て支援事業ニーズ調査結果
４「第１期計画」の進捗評価

第３章 計画の基本的な考え方

１　計画の基本理念（ めざすべき将来像）
２　計画の視点
３　計画の基本目標
４　施策体系

第４章　基本施策・事業の展開

施策目標１　質の高い教育・保育の総合的な提供
施策目標２　子どもの健やかな成長に向けた支援
施策目標３　地域における子育て支援の充実
施策目標４　職業生活と家庭生活の両立
施策目標５　子どもの権利を尊重する社会
施策目標６　子どもと子育てにやさしい地域環境の整備
施策目標７　子どもの貧困対策の推進

第５章　第２期子ども・子育て支援事業計画

１　教育・保育提供区域の設定
２　教育・保育事業の量の見込みと確保方策
３　地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策（13 事業）
４　教育・保育の一体的提供及びその推進に関する体制の確保

第６章 計画の推進と進行管理

１ 計画の推進体制
２ 計画の進行管理

第１章　計画の概要

1　計画策定の背景・趣旨

・国の指針、子ども・子育て支援法の内容、鹿屋市の取組経過等について整理

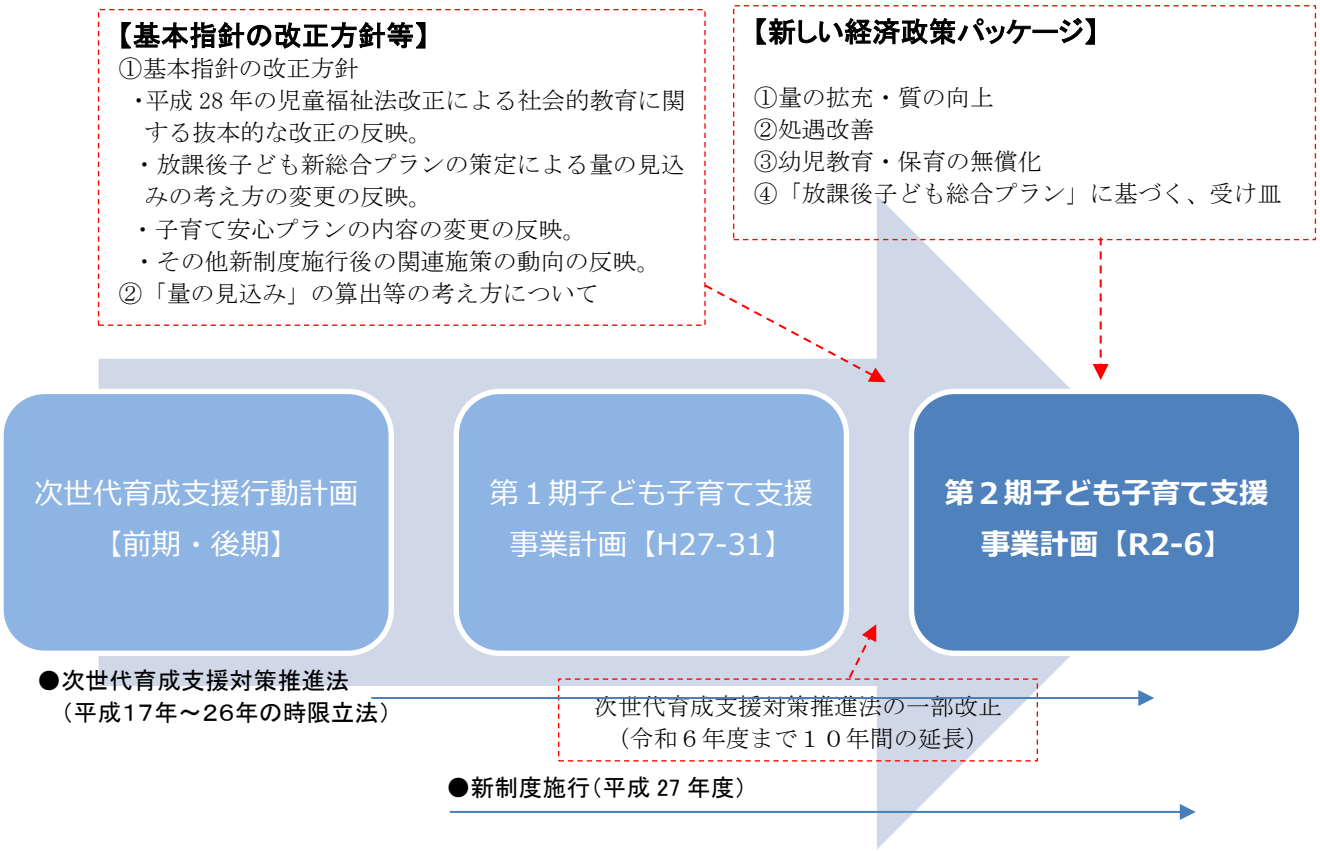

2　計画の性格と位置づけ

・子ども・子育て支援法第 61 条第１項の規定に基づく法定計画
・総合計画を上位計画とし、次世代育成支援行動計画で展開した総合的な子育て・母子保健施策を継承する計画

3　計画の対象と期間

・計画の対象：生まれる前から小学校就学児までの子どもとその家庭
・計画の期間：令和２年度から６年度までの５箇年

4　計画策定の方法

・子ども・子育て会議における審議を経て策定
・保護者に対する調査等及び市民へのパブリックコメントの実施

第２章　市の子ども・子育てを取り巻く状況

１　統計的な状況

（１）少子化の動向

①人口の推移

②将来人口の推計

③出生の動向

④母の年齢別出生数の推移

⑤婚姻、離婚の動向

⑥未婚率の推移と比較

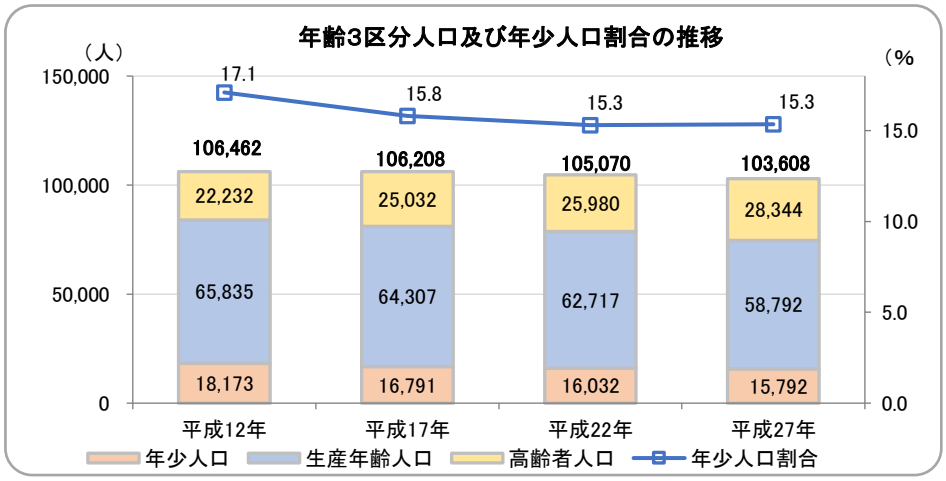

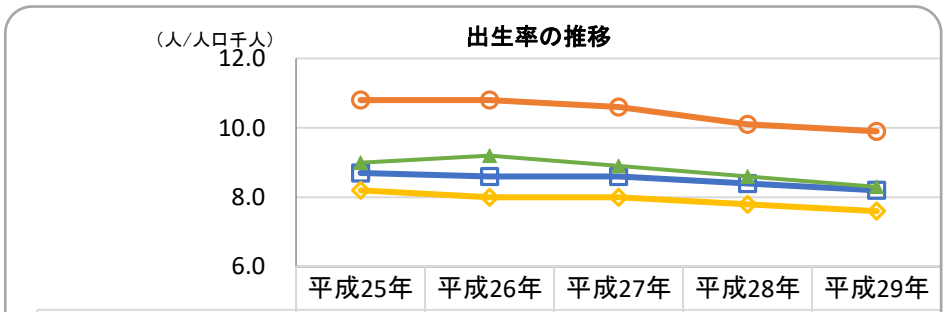

	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
鹿屋市	10.8	10.8	10.6	10.1	9.9
鹿児島県	8.7	8.6	8.6	8.4	8.2
国	8.2	8.0	8.0	7.8	7.6
鹿屋保健所管内	9.0	9.2	8.9	8.6	8.3

（２）世帯の状況

①一般世帯数及び１世帯あたり人員の推移

②世帯の家族類型の推移

③6 歳未満、18 歳未満の子どものいる一般世帯数の推移

（３）就労の状況

①男性の年齢別労働力率の推移

②女性の年齢別労働力率の推移

（４）母子保健に関する状況

（５）児童虐待に対する相談対応件数の推移

2　子育て支援施設などの現状

（１）鹿屋市の教育・保育施設の利用数推移について　（単位：人）

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
認可保育所等　①		3,008	3,464	3,657	3,734	3,772
	認可保育所	2,667	2,311	1,978	1,754	1,394
	認定こども園	290	1,058	1,544	1,850	2,249
	地域型保育事業	51	95	135	130	109
幼稚園　②		1,040	1,037	952	756	724
小計（①＋②）		4,048	4,501	4,609	4,490	4,476
認可外保育施設　③		306	219	203	189	213
	認可外保育所（事業所内含む）	306	219	175	175	137
	企業主導型保育事業				14	76
合計(①＋②＋③)　④		4,354	4,720	4,812	4,679	4,689
推計人口　⑤		6,724	6,543	6,574	6,374	6,113
家庭保育等(⑤－④)		2,370	1,823	1,762	1,695	1,424

※ 平成 31 年 4 月 1 日現在　認可保育所、認定こども園の入所者数は市外施設への入所者（152 人）を含む

※ 地域型保育事業の定員数は従業員枠（64 人）を含む

（２）認可保育所の状況

■認可保育所一覧

No.	名称	定員数	No.	名称	定員数
1	高隈保育園	50	11	円鏡保育園	60
2	西南保育園	95	12	エンゼル保育園	100
3	平和保育園	60	13	ひばり保育園	60
4	さくら保育園	90	14	洗心保育園	60
5	白崎保育園	60	15	正徳保育園	60
6	野里保育園	60	16	ふたば保育園	60
7	東原保育園	60	17	瑞穂保育園	100
8	杉の子保育園	60	18	正覚寺保育園	60
9	はらい川保育園	70	19	ひなぎく保育園	60
10	わかば保育園	100			

（３）認定こども園の状況
（４）地域型保育所の状況
（５）幼稚園の状況
（６）認可外保育施設の状況
（７）事業所内保育施設の状況一覧
（８）地域子育て支援センターの状況
（９）放課後児童クラブの状況

3　子ども子育て支援事業ニーズ調査結果

・子育ての環境について
・保護者の就労状況について
・定期的な教育・保育事業の利用状況について
・病気の際の対応について
・放課後の過ごし方について
・職場の両立支援制度について　等

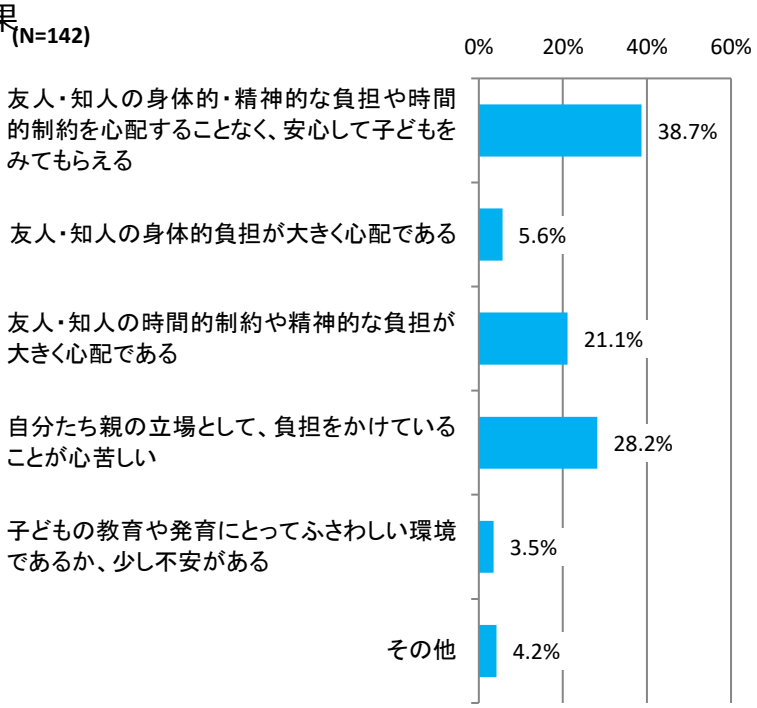

4　「第１期計画」の進捗評価

第３章　計画の基本的な考え方

1　計画の基本理念（めざすべき将来像）

・子ども・子育て支援法の基本理念・基本指針及び現行計画次世代育成支援行動計画【後期計画】を踏まえ基本理念・基本目標を設定

【現行計画基本理念】

子どもがたくましく育ち 未来を開く都市かのや

2　計画の視点【新規追加】

・国の基本方針を踏まえた視点を取りまとめ記載

３　計画の基本目標

施策目標１　質の高い教育・保育の総合的な提供

施策目標２　子どもの健やかな成長に向けた支援

施策目標３　地域における子育て支援の充実

施策目標４　職業生活と家庭生活の両立

施策目標５　子どもの権利を尊重する社会（児童虐待防止対策の充実）【見直し】

子どもの権利が尊重される社会づくりのため、子ども子育てに携わる人はもちろんのこと、すべての市民が子どもの権利について理解を深めることができるよう、虐待、体罰、いじめの防止などに向けた啓発活動に取り組みます。

一人一人の子どもが、安心して、心身ともに健やかに成長できるよう、児童相談所等の専門機関との連携を図り、児童の権利擁護、児童虐待防止対策の強化に努めます。

・体罰禁止及び体罰によらない子育て等の推進
・児童虐待の発生予防・早期発見
・児童虐待発生時の迅速・的確な対応

施策目標６　子どもと子育てにやさしい地域環境の整備

施策目標７　子どもの貧困対策の推進【新規追加】

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのなく、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育・保育の機会均等を図ることが重要です。

すべての子どもたちが夢と希望を持って成長し続けられる社会の実現を目指し、教育・保育や日常生活の支援、さらには保護者の就労支援や経済的支援など、子どもの貧困対策の総合的な推進に努めます。

・地域での学習支援や子ども食堂への支援
・経済的支援はもとより、生活支援や就労支援、ひとり親世帯への相談支援等の充実
・関係機関等との連携

4　施策体系（イメージ）

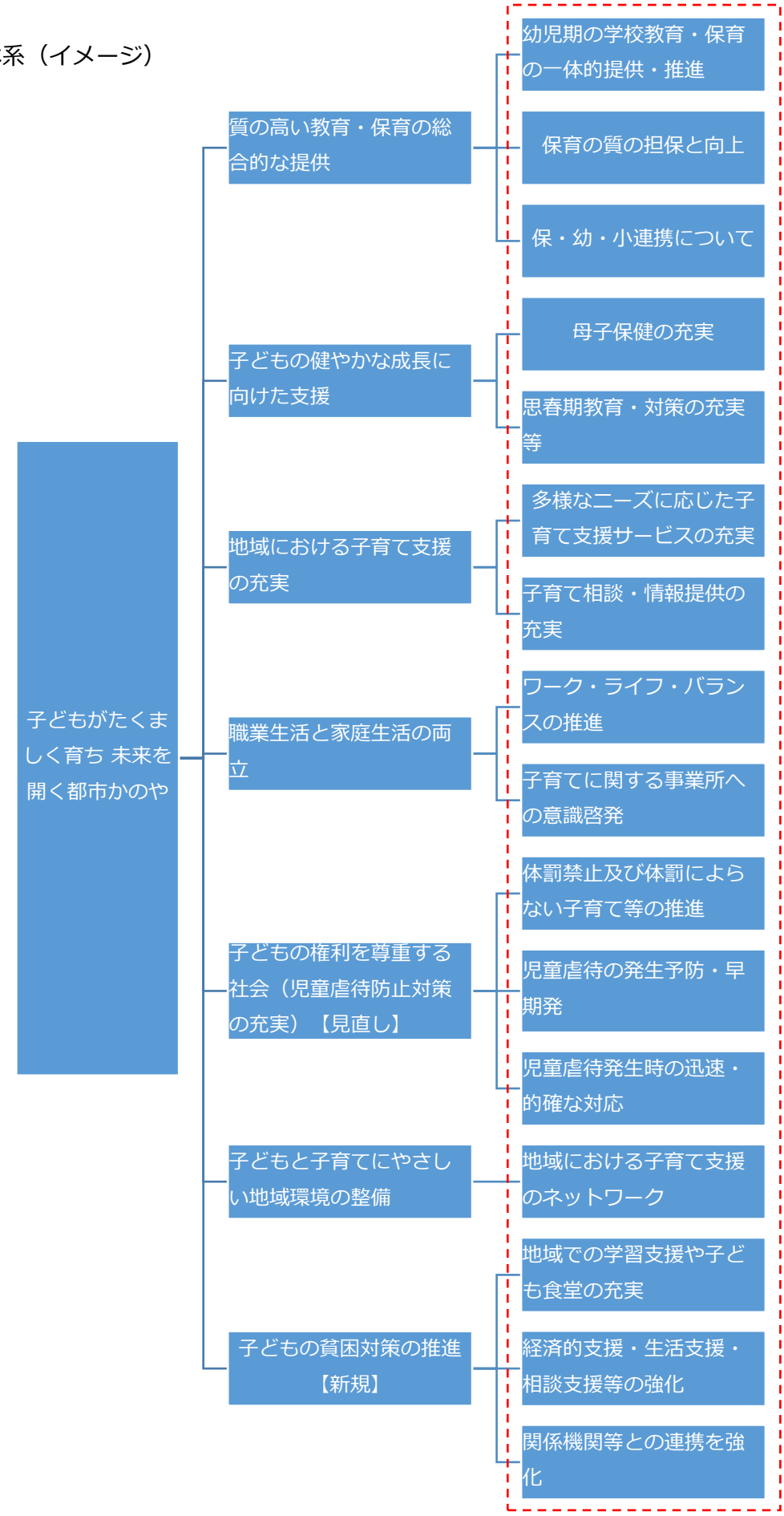
子どもがたくましく育ち 未来を開く都市かのや
質の高い教育・保育の総合的な提供
幼児期の学校教育・保育の一体的提供・推進
保育の質の担保と向上
保・幼・小連携について
子どもの健やかな成長に向けた支援
母子保健の充実
思春期教育・対策の充実等
地域における子育て支援の充実
多様なニーズに応じた子育て支援サービスの充実
子育て相談・情報提供の充実
職業生活と家庭生活の両立
ワーク・ライフ・バランスの推進
子育てに関する事業所への意識啓発
子どもの権利を尊重する社会（児童虐待防止対策の充実）【見直し】
体罰禁止及び体罰によらない子育て等の推進
児童虐待の発生予防・早期発
児童虐待発生時の迅速・的確な対応
子どもと子育てにやさしい地域環境の整備
地域における子育て支援のネットワーク
子どもの貧困対策の推進【新規】
地域での学習支援や子ども食堂の充実
経済的支援・生活支援・相談支援等の強化
関係機関等との連携を強化

第４章　基本施策・事業の展開（次世代育成支援行動計画継承）

・子ども・子育て支援法の基本理念・基本指針及び次世代育成支援行動計画を踏まえ 、基本施策及び施策の展開を設定

第５章　第２期子ども・子育て支援事業計画

1　教育・保育提供区域の設定

・第１期計画と同様に、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を総合的に考えた場合に、地域子ども・子育て支援事業は、細やかな区域設定がなじまなく、市内全域を対象とする事業が多いこと、保育所等の入所希望も実家や勤務先の近くの施設に預ける傾向があることなどから、市内全域で柔軟な需給体制を確保するために、提供区域を全市１地区として設定する必要がある。

【「鹿屋市全域」と設定】

2　教育・保育事業の量の見込みと確保方策

・各年度の児童の認定区分ごとの「教育・保育」の「量の見込み」（需要）に対しての「確保方策」（「いつ」・「どの施設・事業で」・「どのくらいの」提供を行っていくのか）を記載

（１）教育・保育の量の見込み

●市の教育・保育の見込みは、計画期間初年度は 4,656 人、計画最終年度は 4,221 人の利用が見込まれます。

教育・保育の量の見込み

区　分		R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
1 号認定+２号認定（教育ニーズ）		1,365 人	1,324 人	1,279 人	1,249 人	1,233 人
2 号認定（保育ニーズ）		1,752 人	1,699 人	1,642 人	1,603 人	1,583 人
3 号認定（保育ニーズ）		1,539 人	1,525 人	1,482 人	1,442 人	1,405 人
	0 歳児	281 人	273 人	266 人	259 人	252 人
	1-2 歳児	1,258 人	1,252 人	1,216 人	1,183 人	1,153 人
合計		4,656 人	4,548 人	4,403 人	4,294 人	4,221 人

（２） １号認定＋２号認定(教育ニーズ) の確保方策

１号認定＋２号認定(教育ニーズ) 量の見込み・確保方策

区分	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
①量の見込み	1,365 人	1,324 人	1,279 人	1,249 人	1,233 人
②確保方策(利用定員数)	1,471 人	1,481 人	1,496 人	1,486 人	1,496 人
認定こども園	671 人	931 人	946 人	1,116 人	1,126 人
幼稚園	800 人	550 人	550 人	370 人	370 人
②-①過不足	106 人	157 人	217 人	237 人	263 人

（３） ２号認定(保育ニーズ) の確保方策

２号認定(保育ニーズ) 量の見込み・確保方策

区分	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
①量の見込み	1,752 人	1,699 人	1,642 人	1,603 人	1,583 人
②確保方策(利用定員数)	1,573 人	1,584 人	1,584 人	1,589 人	1,589 人
認定こども園	1,045 人	1,182 人	1,248 人	1,253 人	1,284 人
認可保育所	528 人	402 人	336 人	336 人	305 人
②-①過不足	▲179 人	▲115 人	▲58 人	▲14 人	6 人

（４） ３号認定(0 歳児、1-2 歳児)の確保方策

３号認定(0 歳児・1-2 歳児) 量の見込み・確保方策

区分	R2 年度		R3 年度		R4 年度		R5 年度		R6 年度	
	0 歳	1-2 歳	0 歳	1-2 歳	0 歳	1-2 歳	0 歳	1-2 歳	0 歳	1-2 歳
①量の見込み	281 人	1,258 人	273 人	1,252 人	266 人	1,216 人	259 人	1,183 人	252 人	1,153 人
②確保方策(利用定員数)	349 人	1,128 人	344 人	1,132 人	344 人	1,132 人	346 人	1,135 人	346 人	1,135 人
認定こども園	235 人	741 人	252 人	807 人	266 人	852 人	268 人	855 人	277 人	875 人
認可保育所	86 人	296 人	64 人	234 人	50 人	189 人	50 人	189 人	41 人	169 人
地域型保育事業	28 人	91 人	28 人	91 人	28 人	91 人	28 人	91 人	28 人	91 人
②-①過不足	68 人	▲130 人	71 人	▲120 人	78 人	▲84 人	87 人	▲48 人	94 人	▲18 人

3　地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策（13 事業）

・「地域子ども・子育て支援事業」についても同様に、各事業の計画を記載

利用者支援事業	子どもや保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の利用について情報収集を行うとともに、それらの利用に当たっての相談に応じ、必要な助言を行い、関係機関等との連絡調整等を実施する事業
地域子育て支援拠点事業	家庭や地域における子育て機能の低下や、子育て中の親の孤独感や負担感の増大等に対応するため、地域の子育て中の親子の交流促進や育児相談等を行う事業
妊婦健康診査	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業
乳児家庭全戸訪問事業	生後４か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業
養育支援訪問事業	乳児家庭全戸訪問事業などにより把握した、保護者の養育を支援することが特に必要と判断される家庭に対して、保健師・助産師・保育士等が居宅を訪問し、養育に関する相談支援や育児・家事援助などを行う事業
子育て短期支援事業	母子家庭等が安心して子育てしながら働くことができる環境を整備するため、一定の事由により児童の養育が一時的に困難となった場合に、児童を児童養護施設等で預かる短期入所生活援助（ショートステイ）事業、夜間養護等（トワイライトステイ）事業
子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業
一時預かり事業	家庭において一時的に保育を受けることが困難になった乳幼児について、保育所、幼稚園その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業
延長保育事業	保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育所等で引き続き保育を実施する事業
病児保育事業	病気の児童について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を行う事業
放課後児童健全育成事業	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室や児童館等において適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業
実費徴収に係る補足給付を行う事業	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業
多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	新規参入事業者に対する相談・助言等巡回支援や、私学助成（幼稚園特別支援教育経費）や障害児保育事業の対象とならない特別な支援が必要な子どもを認定こども園で受け入れるための職員の加配を促進するための事業

4　教育・保育の一体的提供及びその推進に関する体制の確保

（１）認定こども園の普及に係る基本的考え方

（２）質の高い幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援の役割および推進方策

（３）地域における教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の連携方策

第６章　計画の推進と進行管理

１　計画の推進体制

・各主体の役割 及び連携体制について記載

２　計画の進行管理

・進捗状況の把握・評価方法について記載
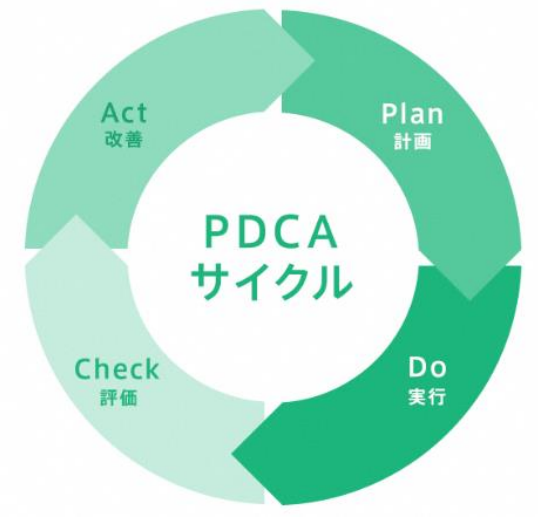
計画（Plan）の達成状況(利用定員数や施策取組)を得るためには、計画に基づく実施・実行(Do)の達成状況を継続的に点検・評価（Check）し、その結果を踏まえた計画の処置・改善（Act）を図るといった、PDCA サイクルによる適切な進行管理が重要となります。